

『スタートライン民法総論〔第3版〕』

第1～4刷 訂正表

※ 以下の訂正・変更がございます。お詫びして訂正いたします。

※ 2022年4月施行の民法改正で成年年齢が18歳に引き下げられ、婚姻適齢も変更されたため、関係箇所を修正します。

iii 頁 末尾に追記

【追記】

2022年4月施行の民法改正で成年年齢が18歳に引き下げられ、婚姻適齢も変更されたため、2022年12月刊行の第3版第5刷から、関係箇所を修正した。67頁は婚姻適齢規定の改正、68頁は、それに伴う成年擬制規定の削除、81頁は民法4条の成年年齢規定の改正、86頁は、それに伴う未成年者取消権の記述の追加である。

x iv 頁 目次

【旧】

3 親族法の概観.....67

1 婚姻 67

(1) 婚姻の成立 (2) 婚姻の効力

【新】

3 親族法の概観.....67

1 婚姻 67

(1) 婚姻の成立 (2) [夫婦間の契約](#)

67 頁下から 3～6 行目

【旧】

……わが国では、**婚姻適齢**として、男は満18歳、女は満16歳にならなければ、婚姻をすることができないと規定されている（731条）。……

【新】

……わが国では、**婚姻適齢**として、**男女とも満18歳**にならなければ、婚姻をすることができないと規定されている（[令和4〔2022〕年4月施行の民法改正による731条](#)。[改正前は女性は満16歳とされていた](#)）。……

68 頁上から 6～8 行目

【旧】

(2) **婚姻の効力**

未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす（753条）。婚姻による**成年擬制**というものである。なお、夫婦間でした契約は、……

【新】

(2) [夫婦間の契約](#)

夫婦間でした契約は、……

【旧】

具体的に民法が制限行為能力者として定めているのは、**未成年者**（4 条により満 20 歳未満の人）、**成年被後見人**、**被保佐人**、**被補助人**の 4 種である。……

【新】

具体的に民法が制限行為能力者として定めているのは、**未成年者**（[令和 4 \[2022\] 年 4 月施行の民法改正後の 4 条](#)により満 **18** 歳未満の人）、**成年被後見人**、**被保佐人**、**被補助人**の 4 種である。……

【旧】

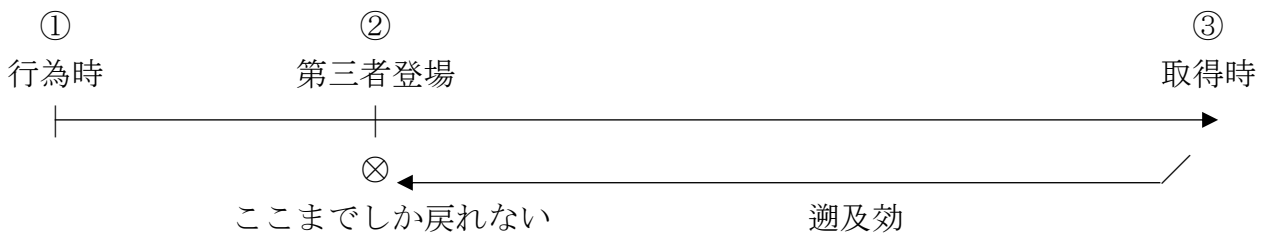
……なお、すでに学んだように、未成年者も婚姻つまり結婚をすると、成年者になったとみなされる（753 条→第 4 課➡**3 1(2)** 68 頁、成年擬制）。また、未成年者が営業つまり営利目的とする独立の事業をすることを許された場合には、未成年者はその許された営業に関しては、成年者と同一の能力を有すると法が認める（**6 条**）。これはたとえば、高校を卒業してすぐに……

【新】

……なお、すでに学んだように、[2022 年 4 月施行の民法改正で成年年齢が 18 歳に引き下げられたため、18 歳、19 歳でした契約には、未成年者取消権がないことに注意したい](#)。また、未成年者が営業つまり営利目的とする独立の事業をすることを許された場合には、未成年者はその許された営業に関しては、成年者と同一の能力を有すると法が認める（**6 条**）。これはたとえば、高校を**中退**してすぐに……

第 1・2 刷 訂正表

【誤】



【正】

